

災害時における避難施設の被災建築物応急危険度判定の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における避難施設の被災建築物応急危険度判定に関し、吉野川市（以下「甲」という。）が公益社団法人徳島県建築士会川島地域会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「判定士」とは、徳島県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱（平成7年11月1日施行）第1条に定める徳島県地震被災建築物応急危険度判定士をいう。

(協力要請)

第3条 この協定による協力要請手続は、原則として、文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等によって協力を要請し、事後に文書を提出するものとする。

(協力の実施)

第4条 乙は、前条の規定による協力要請があったときは、速やかにその要請に応えるものとする。

(報告)

第5条 乙は、この協定に基づく応急危険度判定を実施したときは、次に掲げる事項について、甲に文書で報告するものとする。

- (1) 応急危険度判定の結果
- (2) 応急危険度判定に従事した人員ごとの従事時間
- (3) 応急危険度判定従事中に知り得た災害情報
- (4) その他必要な事項

(協力のための準備)

第6条 乙は、平常時において、判定士に該当する会員に対して甲からの要請内容を円滑に伝達させるための連絡系統（以下「連絡網」という。）の整備を行い、地震災害時に備えるものとする。

2 乙は、甲の求めに応じて、前項の規定による連絡網を提出するものとする。

3 乙は、あらかじめ、この協定に基づく応急危険度判定に従事する判定士の登録番号、氏名、連絡先（住所、電話番号）等を記載した名簿を作成し、甲に提出するものとする。

(支援体制の整備)

第7条 公益社団法人徳島県建築士会（以下「丙」という。）は、乙を支援し、乙が甲の要請に応じられるよう支援体制の整備に努めるものとする。

(訓練への協力)

第8条 甲が、訓練のために判定士に連絡を行う必要があるときは、乙及び丙は可能な限りこれに協力するものとする。

2 乙及び丙が訓練を行うときは、甲は可能な限りこれに協力するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲又は乙から解約の申し出がないときは自動的に1年延長され、以降同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、協定締結の日から発効する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年11月15日

甲 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1
吉野川市長 川 真 田 哲 哉

乙 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙888-3
公益社団法人徳島県建築士会川島地域会
会 長 鎌 倉 和 敏

丙 徳島県徳島市富田浜2丁目10番地
公益社団法人徳島県建築士会
会 長 笠 井 義 文